

省エネルギー設備の設置費 を補助します (令和7年度)

太陽光発電システム

補助額
15万円

蓄電システム

補助額
10万円

高断熱窓(改修)

補助額
経費の1/2
(最大15万円)

高断熱ドア(改修)

補助額
経費の1/2
(最大15万円)

家庭用燃料電池システム
(エネファーム)

補助額
10万円

自然冷媒ヒートポンプ給湯機
(エコキュート)

補助額
5万円

○対象設備設置期間

令和7年2月1日～令和8年1月31日

○申請受付期間

前期：令和7年5月12日から受付開始

後期：令和7年11月10日～令和8年2月28日

※前期は**予算額の約半分の申請を受けた**時点、後期は**残りの予算額に達した**時点で申請を締め切ります。

制度の詳細は中野区HPをご覧ください

○申請方法

・電子申請

○中野区HP

(省エネ補助金ページ)



補助制度に関するお問い合わせは下記担当まで

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(中野区役所8階)

〒164-8501 中野区中野4丁目11番19号

電話 03-3228-5516

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp



ZERO CARBON CITY
NAKANO

補助対象者（共通）

1. 区民
2. 管理組合等
3. 地縁団体
4. 法人事業者(中小企業に該当する会社もしくはその他の法人)
5. 個人事業者

予算額（共通）

令和7年度予算

71,000,000円

※予算は前期・後期の合計額

※予算がなくなり次第終了

※申請状況は中野区HPで公開

(月1回程度で更新予定)

補助対象設備

全設備共通

1. 令和7年2月1日～令和8年1月31日に設置したもの
2. 新品であること
3. 設置後5年以上所有して使用すること
4. 建築基準等関連法令を遵守したものであること

太陽光発電システム

1. 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの
2. 公称最大出力の合計値が2kW以上
3. 発電した電力の全量を売電することを目的としていないこと
4. 太陽光パネルは申請者の利用する権利のおよぶ建物の屋根又は屋上部であること

高断熱窓

1. 公益財団法人北海道環境財団若しくは一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の登録を受けたもの
2. 既存設備の改修であること
3. 少なくとも1つの居室における外気に接する窓全てを改修すること
4. 既存の設備が高断熱窓でないこと

高断熱ドア

1. 熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のもの
2. 既存設備の改修であること
3. 既存の設備が高断熱ドアでないこと

蓄電システム

1. 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の登録を受けたもの
2. 太陽光発電システムと連携していること
3. 蓄電容量が4kWh以上

エコキュート

以下のいずれかに該当するもの

1. ふろ保温機能のある機種で、JIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯保温効率が2.7以上のもの
2. ふろ保温機能のない機種で、JIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯効率(ふろ保温機能なし)が3.1以上のもの
3. 容量が240リットル未満の小容量タイプについては、年間給湯保温効率(JIS)が2.4以上又は年間給湯効率(JIS)が2.7以上であること

エネファーム

1. 1台当たりの発電能力が定格出力0.3kWから1.5kWまでの間であること
2. 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること
3. 貯湯タンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること

※補助対象者や補助対象設備の詳細は中野区HPをご覧ください。

悪質な事業者にご注意ください

設備の購入にあたっては、契約を急がせる事業者に注意し、複数の事業者から見積もりを取るなど、十分に検討されることをお勧めします。